

★★★★★令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

(単位:千円)

No.	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	交付対象事業の名称	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	A					成果目標(可能な限り定量的指標を設定)		
							総事業費	B			C		D	
								交付対象経費	B'	B''				B'''
合計							263,003	256,688	6,461	138,687	111,540	6,315	-	
1	単	○	令和5年度北海道新ひだか町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金支給事業【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍におけるエネルギーや食料品価格等の物価高騰の負担が大きい低所得者に対し、給付金を支給することで、負担軽減と生活の安定化を図る。 ②住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の給付 ③3,432世帯×30,000円=102,960,000円 ④令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯	R5.8	R6.1	102,960	102,960	-	-	102,960	-	-	給付対象3,432世帯へ総額102,960,000円給付
2	単	○	令和5年度北海道新ひだか町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金支給事業(事務費)	①コロナ禍におけるエネルギーや食料品価格等の物価高騰の負担が大きい低所得者に対し、給付金を支給することで、負担軽減と生活の安定化を図るにあたっての必要な事務経費 ②低所得者への給付金に係る事務費 ③事務費 8,580千円 人件費(会計年度任用職員給及び職員の時間外勤務手当)3,038千円、消耗品費500千円、印刷製本費37千円、通信運搬費1,042千円、手数料363千円、システム導入費3,000千円、複写機使用料600千円 ④令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯	R5.8	R6.1	8,580	8,580	-	-	8,580	-	-	給付対象3,432世帯へ総額102,960,000円給付
7	単	○	物価高騰対応省エネ設備導入事業	①コロナ禍においてエネルギー価格の高止まりが懸念されるなかで、エネルギー価格高騰の影響が大きい医療、介護、保育施設及び地域観光事業者を始めとする商工業者に対し、省エネ設備導入経費の一部を支援することにより、継続的な事業運営と生産性の向上を図る。 ② ア 施設内の照明器具(LED化)設置に要する経費の補助 ・対象経費100,000円以上 ・補助率1/2(上限200,000円) ・既存設備撤去費用含む。 ・直接事業の用に供している室内照明に限る。 イ 事業再構築のために要する省エネ設備導入経費の補助(設備・機械の導入、備品購入、工事費) ・対象経費は300,000円以上 ・補助率1/2(上限500,000円) ・パソコン等の汎用品を除く。 ・省エネ型製品情報サイトに登録されている製品 ・省エネ達成率100%以上の製品 ③ ア 200,000円×35事業者=7,000,000円 イ 500,000円 6事業者=3,000,000円 ④ ア 町内に住所を有する医療機関、介護施設、保育施設 イ 町内に事業所、工場、店舗等を有する地域観光事業者等の商工業者(中小・小規模事業者)	R5.6	R6.3	10,000	10,000	-	10,000	-	-	-	エネルギー価格高騰の影響を受けている、医療・介護・保育施設及び商工業者の廃業0件

No.	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A					成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	
							総事業費	B			C 国庫補助額		D その他 （一般財源 や補助対象 外経費等）
								交付対象経費	B' 通常分	B'' 重点交付金分			
8	単	○	施設園芸生産出荷経費高騰対策事業	①コロナ禍における生産出荷経費高騰の影響を大きく受ける施設園芸（トマト・花き）生産農家に対し、経費の高騰分の一部を支援することで、各市場への安定的な出荷により地域ブランドを維持し、経営の安定化を図る。 ②生産出荷経費高騰分に対する補助 ③ア 苗助成 ・トマトプラグ苗高騰分 3円×62.4万本×補助率1/2 =936,000円 ・花きプラグ苗高騰分 1,428円×6,630枚×補助率1/2 =4,733,820円 イ 運賃助成 ・トマト出荷運賃高騰分 10円×88千箱×補助率1/2 =440,000円 ・花き出荷運賃高騰分 10円×18千箱×補助率1/2= 90,000円 10円×22千箱×補助率1/2=110,000円 5円×100千箱×補助率1/2=250,000円 ④農業協同組合（トマト農家48件、花き農家52件）	R5.4	R5.12	6,560	6,560	-	6,560	-	-	物価高騰の影響による対象生産者の廃業0件
9	単	○	粗飼料転換支援事業	①コロナ禍における物価高騰により 配合飼料価格の高止まりが懸念されるなか、配合飼料低減の取り組みの一環として行う牧草への粗飼料転換を図るため、町有牧野への入牧利用料の一部を補助し、酪農経営の安定化を図る。 ②町有牧野入牧利用料の1/2の補助 ③利用料158円（12か月未満）×6,700頭=1,058,600円 195円（12ヶ月以上21ヶ月未満）×13,400頭=2,613,000円 237円（21ヶ月以上）×4,100頭= 971,700円 計 4,643,300円×補助率1/2=2,321,650円 ④搾乳牛を飼育し生乳を出荷している酪農経営者	R5.4	R5.10	2,322	2,322	-	2,322	-	-	物価高騰の影響を受けている酪農家の経営難による離農0件
10	単	○	黒毛和牛道外出荷運賃高騰対策事業	①コロナ禍における出荷経費高騰の影響を受ける肉用黒毛和牛出荷農家に対し、経費の高騰分の一部を支援することにより、農業経営の安定化及び地域ブランドの維持を図る。 ②出荷経費高騰分に対する補助 ③4,880円（運賃高騰分）×260頭×補助率1/2=634,400円 ④肉用肥育牛を東京市場に出荷している農業者	R5.4	R6.3	635	635	-	635	-	-	エネルギー高騰により影響を受けている肉用黒毛和牛出荷農家の出荷頭数260頭の維持

No.	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面するや生活者に対する支援	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A					成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	
							総事業費	B			C 国庫補助額		D その他 （一般財源 や補助対象 外経費等）
								交付対象経費	B' 通常分	B'' 重点交付金分			
11	単	○	酪農経営特別支援事業	①コロナ禍における電気料及び運送費高騰の影響を受ける酪農経営者に対し、生乳を保管するバルククーラーや搾乳機に係る電気料及び出荷運賃の高騰分の一部を支援するとともに、自記温度計導入経費の一部を支援することにより、酪農経営の省力化及び安定化を図る。 ②電気料高騰・出荷運賃上昇分に対する補助 ③電気料高騰分 高騰額952円/頭×650頭×12ヶ月×補助率1/2=3,712,800円 出荷運賃上昇分 上昇額0.8円×2,505,000kg=2,004,000円 上昇額1.3円×3,600,000kg=4,680,000円 計 6,684,000円×補助率1/2=3,342,000円 自記温度計費 オリオン製 243,200円×14台=3,404,800円 コーンズ製 285,200円×2台= 570,400円 トーチク製 364,400円×1台= 364,400円 計 4,339,600円×補助率1/2=2,169,800円 ④搾乳牛を飼育し生乳を出荷している酪農経営者	R5.4	R6.3	9,225	9,225	-	9,225	-	-	物価高騰の影響を受けている酪農家の経営難による離農0件
12	単	○	水産物加工施設電気料高騰支援事業	①コロナ禍における電気料高騰の影響を受ける水産加工施設のうち、新ひだか町水揚量分の電気料高騰分の一部を支援することで、経費削減のために行う施設稼働調整の影響による出航調整をなくし、漁業者の生活の安定化を図る。 ②水産物加工施設の電気料高騰分に対する補助 ③電気料高騰額（新ひだか町水揚げ量分）657,300円×12か月×補助率1/2=3,943,800円 ④ひだか漁業協同組合	R5.4	R6.3	3,944	3,944	-	3,944	-	-	電気料高騰による経費削減のための施設稼働調整日数0日
13	単	○	林産業エネルギー価格高騰対策支援事業	①コロナ禍における電気料高騰の影響を受け製材コストが増加しているなか、安価な輸入材の市場流通により製材取引価格の価格転嫁が進まない現状にある製材業者に対し、電気料金の高騰分を支援することで、町内林産業の衰退を防ぐとともに事業継続を図るもの。 ②製材工場の電気料高騰分に対する補助 ③電気料高騰分1,103,745円×12ヶ月×補助率1/2=6,622,470円 ④町内に工場を有する製材事業者（2者）	R5.4	R6.3	6,623	6,623	-	6,623	-	-	製材価格の安定及び施設稼働調整日数0日
14	単	○	医療・介護施設等物価高騰対策支援事業	①コロナ禍における物価高騰の影響を受けている医療・介護等関連施設に対して支援金を交付し、経済的負担を軽減することで、医療・介護等関連サービスの安定的な提供体制の維持及び継続を図る。 ②物価高騰による経費負担に対する支援 ③施設利用定員に応じた区分による定額補助 【区分1】有床医療機関、入所・通所定員100人以上/日の介護施設等 @50万円×5件=2,500千円 【区分2】入所・通所定員50人～100人未満/日の介護施設等 @25万円×4件=1,000千円 【区分3】入所・通所定員50人未満/日の介護施設等 @10万円×35件=3,500千円 ④町内の医療機関及び介護施設等運営事業者 ※食事を提供している定員設定のある事業所に限る	R5.7	R6.3	7,000	7,000	-	7,000	-	-	物価高騰に影響による対象事業者の廃業0件

No.	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A						成果目標（可能な限り定量的指標を設定）
							総事業費	B			C 国庫補助額	D その他 （一般財源 や補助対象 外経費等）	
								交付対象経費	B' 通常分	B'' 重点交付金分			
15	単	○	学校給食費原材料費高騰対策支援事業	①コロナ禍において食料品価格が高騰している中で、給食用食材費の物価高騰分を支援することで、給食費の保護者負担の軽減を図るとともに、これまで通りの栄養バランスのとれた豊かな食事の提供を行う。 ②食料品費価格高騰に係る賄材料費 ③給食提供人数×食材費高騰分×12ヶ月 小学校：1,060人×1,063円×12ヶ月=13,521,360円 中学校：540人×1,275円×12ヶ月=8,262,000円 計21,783,360円 ④町内給食供給校（小学校4校、中学校3校）に通う児童・生徒の保護者（教職員を除く）	R5.4	R6.3	21,638	21,638	-	21,638	-	-	町内小中学校7校における保護者の経済的負担軽減
16	単	○	学校給食費原材料費高騰対策支援事業	①コロナ禍において食料品価格が高騰している中で、給食用食材費の物価高騰分を支援することで、給食費の保護者負担の軽減を図るとともに、これまで通りの栄養バランスのとれた豊かな食事の提供を行う。 ②食料品費価格高騰に係る賄材料費 ③給食提供人数×食材費高騰分×12ヶ月 小学校：1,060人×1,063円×12ヶ月=13,521,360円 中学校：540人×1,275円×12ヶ月=8,262,000円 計21,783,360円 ④町内給食供給校（小学校4校、中学校3校）に通う児童・生徒の保護者（教職員を除く）	R5.4	R6.3	146	146	146	-	-	-	町内小中学校7校における保護者の経済的負担軽減
17	単	○	新規就農者農業資材等価格高騰対策事業	①コロナ禍における農業資材等の高騰の影響を大きく受ける新規就農者に対し、施設整備費の高騰分を支援することで、新規就農者の負担軽減と経営安定を図るもの。 ②施設園芸に係る施設整備費のうち資材高騰分に対する補助 ③初期投資分149,700,000円×5%=7,485,000円 ④農業協同組合（新規就農者3件）	R5.11	R6.3	7,485	7,485	-	7,485	-	-	物価高騰の影響を最小限にすることで、新規就農者3件の施設整備を計画的に進める
18	単	○	温浴施設原油等価格高騰対策支援事業	①コロナ禍において厳しい経営を続ける町内の温浴施設に対し、原油価格や電気料金の高騰による影響を受ける経費の一部を支援することにより、安定的な経営及び雇用維持を図る。 ②施設運営に係る光熱費高騰分のうち、当初の収支計画による光熱費額の1割を超えた額を補助 ③R5年度見込額・施設負担額（当初収支計画の110%） ・静内温泉：39,963,000円-21,998,000円=17,965,000円 ・三石蔵三：53,048,000円-29,187,000円=23,861,000円 ・恵比寿湯：3,565,000円-3,073,000円=492,000円 ④町内温浴施設3施設	R5.12	R6.3	42,318	42,318	-	42,318	-	-	温浴施設3施設の雇用人数の維持及び休業回避

No.	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A						成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	
							総事業費	B			C 国庫補助額	D その他 （一般財源 や補助対象 外経費等）		
								交付対象経費	B' 通常分	B'' 重点交付金分				B''' 低所得世帯 支援枠分
19	補	-	学校保健特別対策事業費補助金	(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業) ①新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した学校において、学校教育活動を継続するための体制を確保する場合に必要な保健衛生用品・換気対策備品等を購入し、ウイズコロナにおける感染症の発生の予防及び蔓延の防止を図るもの。 ②感染症対策用品(消毒用品、空気洗浄機、CO2モニター等)購入に係る経費 ③総事業費 7,200,000円 ・ 900,000円(小学校児童数1~300人)×3校=2,700,000円 ・ 1,800,000円(小学校児童数500人以上)×1校=1,800,000円 ・ 900,000円(中学校生徒数1~300人)×3校=2,700,000円 ④町立小中学校7校	R5.4	R6.3	7,200	3,600	3,600	-	-	3,600	-	町内小中学校7校における感染症対策及び児童生徒の学習保障
20	単	○	公立保育施設物価高騰対策支援事業	①コロナ禍における電気・ガス料金高騰の影響を受けている公立の保育施設に対し、高騰分の一部を支援することで、保育関連サービスの安定的な提供体制の維持を図る。 ②公立の保育施設の電気・ガス料金高騰分に対する補助 ③R3年度単価をR5年度単価に置き換えて負担増額を算定 静内保育所:1,300,000円 豊畑地域保育所:100,000円 ④町内公立保育施設2施設	R5.4	R6.3	1,400	1,400	-	1,400	-	-	-	公立の保育所施設2施設における安定的な提供体制の維持
21	単	○	学校施設物価高騰対策支援事業	①コロナ禍における電気料高騰の影響を受けている小中学校に対し、高騰分の一部を支援することで、学校教育現場における安定的運営管理の維持を図る。 ②小中学校の電気料高騰分に対する補助 ③R3年度単価をR5年度単価に置き換えて負担増額を算定 高静小学校:5,731,900円 静内小学校:2,897,712円 桜丘小学校:1,381,204円 三石小学校:1,392,501円 静内中学校:3,476,544円 静内第三中学校:2,083,954円 三石中学校:2,573,891円 ④町内小中学校7校	R5.4	R6.3	19,537	19,537	-	19,537	-	-	-	町内小中学校7校における安定的な運営管理の維持
22	補	-	学校保健特別対策事業費補助金	(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業) ①感染症流行下において、各学校が感染症の影響を最小限に止めつつ学校教育活動が継続できる環境を維持する。 ②換気対策整備に係る経費(教室等における効果的な換気の実施に必要なとなる簡易型クーラー整備に係る経費) ③総事業費 5,430,000円 ・ 680,000円(小学校児童数1~300人)×3校=2,040,000円 ・ 1,350,000円(小学校児童数501人以上)×1校=1,350,000円 ・ 680,000円(中学校生徒数1~300人)×3校=2,040,000円 ④町内小中学校7校	R5.12	R6.3	5,430	2,715	2,715	-	-	2,715	-	町内小中学校7校における感染症対策の強化